

令和6年8月10日

振込送金の訂正・組戻にかかるお取り扱いお手続き方法 変更のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

当金庫では、令和6年9月2日より、お客さまが依頼されたお振込にかかる訂正・組戻のお手続きにつきまして、お客さまの利便性向上の観点から、ご来店不要型のお取り扱いを新設させていただきます。また、併せて振込規定を改定いたしますのでお知らせいたします。

なお、誠に勝手ながら訂正手数料の新設をさせていただくことになりましたので、お客さまにはご負担をおかけしますが何卒よろしくお願い申し上げます。

今後もお客さまに寄り添った一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. お取り扱い変更日

令和6年9月2日（月）

2. 受付方法

(1) お取引店へご来店でのお手続き

(2) FAXでのお手続き（新設） FAX番号：042-978-6955

(3) メールでのお手続き（新設）

メールアドレス：kawase@hanno-shinkin.jp

※新設しました上記（2）・（3）のお手続きにつきましては、当金庫に口座をお持ちのお客さまに限らせていただきます。また、すでに受取人口座に入金されている振込金を組戻する場合は、FAXやメールでのお手続きはできません。（1）のお取引店へご来店でのお手続きをお願いいたします。

注：受付時間によっては、翌営業日扱いのお手続きとなる場合がございます。

3. 手数料

※訂正手数料が今回新設させていただく手数料

名称	対象となる手続き	金額（税込）
組戻手数料	組戻を行った場合※1	1,100円
訂正手数料	訂正を行った場合※2	880円

※1. 組戻とは、お客さまのご依頼で振込金の返戻を行った場合と被仕向金融機関（お振込先の受取人口座がある金融機関）が何らかの理由で返戻を行った場合となります。

※2. 訂正とは、預金種目・口座番号・受取人名・依頼人名の相違があった場合に、被仕向金融機関（お振込先の受取人口座がある金融機関）が手続きを保留した状態で依頼人（お客さま）から相違内容を確認し修正した場合同じです。

※3. 再振込を行う場合は、別途振込手数料が必要となります。

※4. 振込金がすでに受取人口座に入金されている時等は、組戻のお手続きをしても振込金の返戻ができない場合がございます。その場合でも組戻手数料は必要となります。

ご不明な点は当金庫お取引店もしくは本部為替担当までお問い合わせください。

【本件に関するお問い合わせ】

飯能信用金庫 事務管理部 為替担当

☎0120-082-052（平日9:00~17:00）

✉jimus@hanno-shinkin.jp

